平成２２年（フ）第８０号
兵庫県淡路市岩屋432番地１　ミルク荘13号室、住民票上の住所兵庫県淡路市岩屋1461番地
破産者　多田　信幸
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９８１号
熊本市沼山津４丁目３番40号　アーバンライフ102
破産者　長濵正一郎
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２３号
宮崎県日向市江良町４丁目41番地
破産者　伊達　秀仁
１　決定年月日　平成23年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第７６１号
福岡市博多区祇園町８―12ロータリー大和ビル701号、住民票上の住所北九州市八幡西区陣原４丁目19番20―303号
破産者　坂本美津枝
１　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
２　一般調査期日　平成23年７月29日午前10時30分
平成23年６月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４６号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘８棟405号
破産者　角川美喜夫
１　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
２　一般調査期日　平成23年８月18日午後４時20分
平成23年６月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６９号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号
破産者　田中　公子
１　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
２　一般調査期日　平成23年９月15日午前11時30分
平成23年６月９日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成２３年（フ）第１０１１号
名古屋市緑区漆山1604番地
破産者　金子　芳和
破産管財人　廣嶋　　聡が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　森　　美穂
平成23年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９３号
愛知県蒲郡市三谷北通３丁目186番地、開始決定時の住所愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字東郷７番地
破産者　小林　　誠
１　期日　平成23年８月１日午後３時10分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９１０号
福岡市中央区西中洲11番９号
破産者　株式会社コスモセブン
異議申述期間　平成23年８月５日まで
平成23年６月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１１号
福岡市中央区平尾３丁目25番１号
破産者　岡田　　崇
異議申述期間　平成23年８月５日まで
平成23年６月７日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１７号
栃木県さくら市喜連川5547番地Ａ　喜連川社会復帰促進センター内、住民票上の住所神奈川県横浜市中区伊勢佐木町７丁目155番地３オリエント伊勢佐木町706号室
破産者　緒方　博臣
免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年６月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

監 督 命 令

平成２３年（再）第１４号
大阪府羽曳野市川向222番地の２
再生債務者　株式会社ニッセン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区天神橋２丁目５番25号若杉グランドビル５階501号室　木部法律事務所　弁護士　木部　徹之
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第２号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧字下夕平1050番地
再生債務者　株式会社ホテルローレルバレー（旧商号株式会社芦牧プリンスホテル）
主文　平成22年９月27日にした監督命令を取り消す。
平成23年６月９日
福島地方裁判所会津若松支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜271番地
再生債務者　日下　　淳
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月19日から平成23年９月６日まで
徳島地方裁判所民事部